

事件番号 大阪地方裁判所平成19年(フ)第5890号
破産者 株式会社 ABC
破産手続開始日時 平成19年7月23日・午後5時00分

元講師・スタッフの皆様へ

平成19年8月1日

〒541-0043
大阪市中央区高麗橋2丁目5番10号
アイケイビル3階 密総合法律事務所
大阪地方裁判所第6民事部選任
破産管財人 弁護士 密 克 行
TEL 06-6221-0473
FAX 06-6221-0461

冠省

「ABCランゲージスクール」を主催していた株式会社ABC（以下「破産会社」という）は、大阪地方裁判所（以下「裁判所」という）に対し、平成19年7月23日、破産手続開始を申し立て、裁判所は、同日午後5時00分、破産会社の破産手続開始を決定し、当職が破産管財人に選任されました。

これにより、今後、当職が破産会社の全資産の管理処分権を保有し、管財業務を進めていくこととなりますが、本件手続では、破産会社に残っている資産は少なく、元講師・スタッフの皆様の未払賃金を破産手続の中で全額弁済できる可能性は低いと考えられる状況です。

そこで、元講師・スタッフの皆様には、労働者健康福祉機構の未払賃金立替払制度を利用されることをお勧めしたいと思います（但し、本制度による給付を受けるためにはいくつかの規定があり、必ずしも審査に通るとは限りませんので、この点、ご了承の程お願いいたします）。ただ、この制度を利用するためには、元講師・スタッフの皆様に、未払賃金の立替払請求書をご作成頂き、破産管財人がこれに破産手続開始申立日、決定日、退職日、未払賃金額、立替払額などを証明する必要があります。

しかしながら、破産申立時において、元講師・スタッフの皆様の連絡先さえも明確になっていない状況にあるため、皆様に、上記制度の概要すらご説明できない状況にあります。

ついては、別紙連絡先届出書に所定事項をご記入のうえ、末尾記載の管財人室へ郵送又はファックスでご提出下さい（なお、ご提出頂いた連絡先届出書にご記入頂いた個人情報、本件手続に関するご連絡等に利用させて頂くもので、本件手続以外で利用されることはありません）。また、知人・友人等で本書面が届いていない方がおられる場合には、下記連絡先（株式会社ABC管財人室）まで、連絡を入れて頂くよう、ご伝達ください。

なお、労働者健康福祉機構の未払賃金立替払制度の概要は以下のとおりです。同機構のホームページ (<http://www.rofuku.go.jp/kinrosyashien/miharai.html>) には更に詳細な説明がありますので、そちらも併せてご覧ください。

【未払賃金の立替払制度】

- 1 未払賃金の立替払制度は、企業が倒産した場合（今回のABCの件のような場合です）、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について労働者健康福祉機構が事業主に代って支払う制度です。
- 2 「立替払を受けることができる人」は、次に掲げる（１）と（２）の要件に該当する人です。
 - (1) 次の①と②の要件を満たしていること。
 - ① 労災保険の適用事業で1年以上にわたって事業活動を行ってきた企業（法人、個人を問いません。）に、「労働者」として雇用されていたこと
※管財人注
（ここでいう「労働者」とは、外国人労働者やパートタイマー、アルバイトの方も含まれます。株ABCが①の要件を満たしているかどうかについては確認をしているところですが、破産会社は1年以上英会話学校を運営してきていることは間違いのないようですので、おそらくこの要件は満たしているものと思われます。）
 - ② 企業の倒産に伴い退職し、「未払賃金」があること（ただし、未払賃金の総額が2万円未満の場合は、立替払を受けられません。）
 - (2) 裁判所への破産手続開始申立日（本件では平成19年7月23日）の6か月前の日（本件では平成19年1月23日）から2年の間に当該企業を退職した人
- 3 立替払の対象となる「未払賃金」は、退職日の6か月前の日から労働者健康福祉機構に対する立替払請求の日の前日までの間に支払期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」であって、未払となっているものです。

なお、未払賃金総額は、税、社会保険料その他の控除金の控除前の金額です。ただし、その他の控除金のうち、毎月の賃金から差し引かれている社宅料、会社からの物品購入代金、貸付金返済金等は未払賃金から差し引かれます。
- 4 立替払の額は、「未払賃金総額」の100分の80の額です。ただし、立替払の対象となる「未払賃金総額」には退職時の年齢に応じて限度額が設けられています（30歳未満110万円・30歳以上45歳未満220万円・45歳以上370万円）ので、この限度額を超えた場合は、その限度額の100分の80（30歳未満88万円・30歳以上45歳未満176万円・45歳以上296万円）が実際に立替払いされる限度額となります。

管財人室（連絡先）の表示

〒541-0043

大阪市中央区高麗橋2-5-10アイケイビル3階 密総合法律事務所

株式会社ABC破産管財人室 弁護士 密 克行

電 話 06-6221-0473

FAX 06-6221-0461

以 上

